

アバン ですよ！

尼崎市自治のまちづくり条例読本



今日からできる「自治のまちづくり」の入り口

市制 100 周年を迎えた尼崎市で制定されたこの条例もまた、市民と市役所が一緒になって作られています。条例ができたことがゴールではなく、これからみなさんが具体的に取り組みやすいように、尼崎市役所はいくつかの入り口をご用意しています。

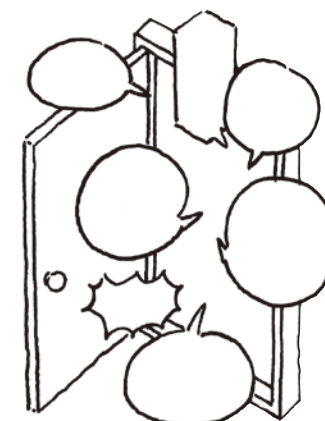
相談できる窓口がある！

市内 6 地区にある地域振興センターに設けられた「まちづくり相談窓口」では自分のやってみたいことを、だれかやどこかにつないでくれます。まちづくりへの関心や何かやりたいことがある方はお気軽におたずねください。



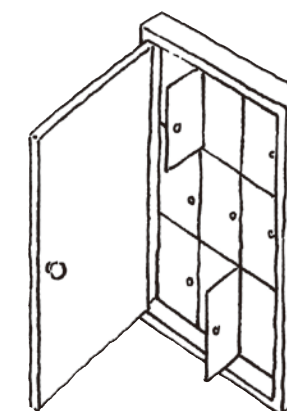
話し合える場がある！

各地域振興センターにはコミュニティ活動に使える場があり、小田地区では毎月井戸端会議が開かれています。また、「みんなの尼崎大学」ではオープンキャンパスとして、学びをテーマに話し合う場を開いています。今後もそういった場を広げていきます。



学び場がたくさんある！

「みんなが先生、みんなが生徒、どこでも教室」をモットーに、市内の学びの場をつなぎ、よりよい暮らしをみんなで考えるプロジェクト「みんなの尼崎大学」では、まちづくりのきっかけとなる講座やイベントがたくさん。詳しくはホームページで。



活用できる制度がある！

たとえば、市民のみなさんと力を合わせて地域をより良くする公益的な事業に取り組みたいとき、市役所との協働事業を提案したいとき、市役所が実施している事業を受託したいとき、それを実現できる仕組みがいろいろあります。詳しくはホームページで。



尼崎市自治のまちづくり条例

私たちのまち尼崎は、海、川と大地がもたらす豊かな実りを求めて、原始より人々が暮らし始め、中世にかけては海陸交通の要衝として、近世には**阪神間唯一の城下町**〔※1〕として、近代には日本有数の工業都市として発展してきた、古い歴史と現代に生きる活力を兼ね備えた誇り得るまちです。

まちの成り立ちを振り返ると、明治の町村制実施により発足した尼崎町、小田村、大庄村、立花村、武庫村及び園田村が原形となっています。大正5年には市制が敷かれ、その後、幾度かの合併を経て、昭和22年には現在の市域となりました。この6つの旧町村の流れを受け、現在もこの6地区における地域自治が本市における自治の基盤となっており、それぞれに地域性があります。また、まちの発展とともに、多様な文化、価値観等が育まれてきました。その一方で、近代化が進み、社会経済システムが発達してきたことに伴い、地域社会の一員としてまちづくりに関わろうとする意識や人々のつながりが希薄になってきました。

そのような中、**阪神・淡路大震災の経験など**〔※2〕を経て、私たちは改めて支え合いの大切さを知ることになりました。今後まちづくりを進めるに当たっては、自分たちの地域をより良くしていくための役割が私たち一人ひとりにあるという自覚とそれに基づく行動、地域コミュニティにおけるお互いの尊重と支え合い、市民等の参画と協働といった自治の力をさらに育んでいく必要があるのではないでしようか。

今、改めて自治の力が必要とされています。

これまで先人たちによって培われてきたまちを引き継ぎ、さらに発展させていくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たち一人ひとりの力がまちづくりに生かされなければなりません。ともに学び、考え、それぞれの力を出し合い、誰もが希望と誇りを持って健やかに暮らししていくことができる尼崎を築いていきましょう。

こうした思いを共有し、将来にわたり自治のまちづくりを進めていくため、市制施行50周年に制定された**尼崎市民憲章**〔※3〕を礎として、市制施行100周年を機に、この条例を制定します。

（この条例の目的）

第一条 この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念を定め、市民等の権利及び責務並びに市長等及び尼崎市議会（以下「議会」という。）の責務を明らかにするとともに、自治のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治のまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（一）自治のまちづくり 自らの意思及び責任により、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、本市を魅力的で暮らしやすいまちにしていく取組をいう。

（二）市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。以下同じ。）、事業者及び市民活動団体等をいう。

（三）市長等 市長**その他の市の執行機関**〔※4〕をいう。

（四）事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体（市民活動団体等を除く。）をいう。

（五）市民活動団体等 本市の区域内において、公共の利益又は社会貢献を目的とした活動（以下「活動」という。）に取り組む個人及び法人その他の団体（営利を目的とするものを除く。）をいう。

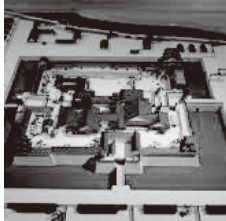
（六）シチズンシップ 社会を構成する一員として、より良い社会を創っていくために、一人ひとりが持つ当事者意識及び行動力をいう。

（七）地域コミュニティ 身近な地域における地縁又は共通の関心によってつながった連帯性を持つ地域社会をいう。

（基本理念）

第3条 自治のまちづくりは、次の各号に掲げる基本理念に基づき、たゆみなく推進されなければならない。

- （一）**まちづくりに関する情報**〔※5〕を共有すること。
- （二）まちづくりについて、知り、学び、及び関心を持つことにより、シチズンシップを高め、積極的にまちづくりに参画すること。
- （三）協働（立場又は特性の異なる多様な主体が、目的及び課題を共有するとともに、お互いを尊重し、対等な立場に立って、適切な役割及び責任の分担の下で連携すること）をいう。以下同じ。）の取組によって、一の主体だけでは解決することができない課題を解決することができるなどの相乗効果を発揮すること。
- （四）対話を重ねること及び合意に向けて努力を積み重ねることを、まちづくりへの参画及び協働によるまちづくりの基本とすること。



※1 阪神間唯一の城下町
江戸時代には今の尼崎市から神戸市のあるあたりまでが尼崎藩としてその城下は現在の阪神尼崎駅南にある城内地域に広がっていました。



※2 阪神・淡路大震災の経験など
尼崎市域では死者49人、負傷者7145人、全壊1万1034世帯といった被害を受けました。JR福知山線脱線事故など近年の大規模災害においては市民の力が試されました。

※3 尼崎市民憲章
定められた昭和41（1966）年当時は、尼崎市の人口が50万人を超え、すでにスピードでまちが拡大していた時代、尼崎の発展に向けた市民一人ひとりの心構えが記されています。



※4 その他の市の執行機関
教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、そして消防長のことです。



※5 まちづくりに関する情報
市役所だけでなく市民個人、事業者、市民活動団体などが持つ、まちの魅力向上や課題解決などまちづくりに活かすことができる情報。こうした情報ができるだけ共有しながら、自治のまちづくりをすすめます。

（市民等の権利及び責務）

第4条 市民等は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができるよう。

2 市民等は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、他者を理解する姿勢を持つとともに、自己の発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民等は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、子ども（市民のうち18歳未満のものをいう。）は、地域社会の一員として、年齢及び成長に応じて、第一項に規定する権利及び前2項に規定する責務を有するものとする。

5 第一項から第3項までに規定するもののほか、事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

（市長等の責務）

第5条 市長等は、自治のまちづくりを支援するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、それぞれの補助機関である職員が次の各号に掲げるとおり職務を遂行することができるよう人材の育成に取り組むとともに、自治のまちづくりを支援するための体制を整備するものとする。

（一）全体の奉仕者として中立公正な姿勢を持つこと。

（二）自治のまちづくりに携わる者としての**自覚及び責任感**〔※6〕を持つこと。

（三）まちづくりに関して、知識を深め、及び技能を向上させるとともに、市民等の立場を理解し、柔軟な発想を持つこと。

（四）幅広い視野及び総合的な視点により自治のまちづくりを支援すること。

（議会の責務）

第6条 議会は、**その役割**〔※7〕を果たすことにより、自治のまちづくりに寄与するものとする。

（情報の発信）

第7条 市長等は、市民等の知る権利を尊重し、市政に関し市民等への説明責任を果たすこと及びまちづくりに有効に活用されることを目的として、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）の規定により同条例第2条第2号に規定する公文書を開示するほか、市長等が保有する情報を、活用されやすい方法により発信するよう努めるものとする。

2 前項の規定による情報の発信は、市民等の立場を考慮し、効果的に行うものとする。

3 市長等は、第一項の規定による情報の発信を行うときは、信頼される市政の実現のため、個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第2号に規定する個人情報）をいう。以下同じ。）を適正に管理するとともに、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（まちづくりへの参画）

第8条 市長等は、多様な手法を用いて、市民等がまちづくりに参画する機会を設けるよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市政の運営に当たり、市民等の意見又は提案が生かされるよう、市民等が市政に参画する機会を効果的に設けるよう努めるものとする。

3 市長等は、市民等のまちづくりへの参画を促進するため、市民等がまちづくりへの関心及びシチズンシップを高めることができる環境の整備に努めるものとする。

（地域コミュニティにおける取組）

第9条 市民等は、ともに暮らしやすい地域を創ることに取り組むため、地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、互いに相手を思いやり、助け合う精神及び対話の姿勢を持つよう努めるものとする。

2 市民等及び市長等は、自治のまちづくりを進める上での**地域コミュニティの重要性**〔※8〕を認識し、地域コミュニティを育むために、次項から第5項までの規定による取組のほか、地域コミュニティにおける活動の活性化のための取組を行うよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、**市民活動団体等の活動に参画**〔※9〕するよう努めるものとする。

4 市民活動団体等は、市民、事業者及び他の市民活動団体等との連携を深め、それぞれが有する多様な能力が地域コミュニティにおいて発揮されるための取組を行うよう努めるものとする。

5 市長等は、市民等が前2項の規定による取組を自主的かつ主体的に行うことができるために**必要な措置**〔※10〕を講ずるよう努めるものとする。

（取組の推進）

第10条 市長等は、自治のまちづくりの推進に関して、その取組状況を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

付則 この条例は、平成28年10月8日から施行する。

※6 自覚及び責任感

市職員は、尼崎市に住んでいなくとも一市民であり、市民等に求められている責務を負っています。さらに市職員は、まちづくりに関わる仕事をしており、業務や市民への支援を通して尼崎市を良くしようという意識を持つ必要があります。

※7 その役割

まちの様々な決め事を提案したり、市役所がきちんと機能しているか確認することが、選挙で選ばれた市議会議員（市民の代表）からなる議会の役割です。

※8 地域コミュニティの重要性

防犯・防災や子育て、福祉、環境など地域の課題はどんどん複雑で多様になっています。これらを解決するために「近所の底力」が求められています。

※9 市民活動団体等の活動に参画

地域コミュニティを育むため、社協やNPO等の市民活動団体への加入やこれらの活動に参加することが大切です。

※10 必要な措置

市役所は、さまざまな立場の人たちが参加し、つながりを深められるような話し合いや交流の場づくりや、地域の人材育成支援、情報発信の支援などに努めます。